

# 令和5年度地域療育短期実習実施要項

## 1 目的

地域で障害児の保育・教育・療育に携わるスタッフの障害児保育及び地域療育に関する知識・技術の習得・向上をはかる。

## 2 研修内容・実施日

### (1) 集団療育コース

#### 《期日》

市町・事業所職員対象：令和5年6月～令和6年2月の指定する日(基礎編、応用編あり)

保育所・幼稚園職員対象：令和5年6月～令和6年1月の指定する日

#### 《実習内容》

当センターで実施している集団療育グループの見学・講義・質疑・教材紹介等

#### 《対応スタッフ》

保育士、作業療法士、言語聴覚士

#### 療育の内容

主に発達障害の幼児・小学生を対象に感覚運動面や対人関係、社会性を伸ばすための「遊び」「ソーシャルスキルトレーニング」「認知課題」「保護者支援」等

### (2) 幼児保育コース

#### 《期日》

令和5年6月、7月、9月、10月の指定する日

#### 《実習内容》

当センターで実施している幼児保育の見学実習・講義・質疑・教材紹介等

#### 《対応スタッフ》

保育士、理学療法士

#### 保育の内容

主に肢体不自由の幼児を対象に子どもの能力を引き出すとともに集団への適応力を育て、また保護者に対しては子どもたちへの関わりを支援し経験や成長につながるような「遊び」等

### (3) 超早期療育グループの見学(オプションコース)

集団療育コースの実習を申し込んだ市町および事業所で親子教室や超早期療育の実施や検討をしている場合、実習日の前日(月曜日)の超早期療育グループを見学することができます。

## 3 場所

長崎県立こども医療福祉センター(住所：諫早市永昌東町24-3)

#### 4 受講対象者

- ・ 障害児の療育・保育・教育に従事している保育士や幼稚園教諭、保健所及び市町職員、障害児通所支援事業所等職員とします。
- ・ 集団療育（市町・事業所職員対象）コースのうち応用編については療育経験3年以上の事業所職員が対象です。
- ・ 長崎市内および佐世保市内の保育所・幼稚園、また当センターからの「事業所支援」を受け的事业所については対象外とします。

#### 5 申し込み・決定

- (1) 申込書に記入し、郵送又はFAX(0957-23-2614)でお申し込み下さい。
- (2) 集団療育コースは各回3名、幼児保育コースは各回2名を定員として、申し込み順に日程を調整し決定します。
- (3) 同一機関からの申し込みは1コース1人としますが、6月以降定員に空きがあった場合は受け入れる場合もあります。(追加を希望される機関は随時お問合わせ下さい)
- (4) 受講決定者には後日、決定通知書・プログラム・注意事項を送付いたします。

#### 6 その他

- ・ 要項、申込書等は当センターホームページにも掲載しています。
- ・ 詳細については地域連携室(0957-21-2301)吉川・橋本にお問い合わせください。